

(証券コード9763)
平成27年6月24日

株 主 各 位

東京都港区芝公園2丁目4番1号

丸紅建材リース株式会社

代表取締役社長 清水 教博

第47回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第47回定時株主総会において、下記の通り報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第47期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

本件は、原案通り承認可決され、期末配当金は、1株につき6円に決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案通り承認可決されました。なお、変更の内容は後記の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
【 新 設 】	<p><u>第28条 (取締役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、同法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第29条～第38条</u></p>
【 新 設 】	<p><u>第39条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、同法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第40条～第47条</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案通り清水教博、齊藤正視、岡本達哉、浦井芳彦、猪田忠、中嶋義雄、井ノ上 雅弘の各氏が選任され、就任いたしました。

なお、井ノ上 雅弘氏は、社外取締役であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案通り黒田 崇氏が選任されました。

なお、黒田 崇氏は、社外監査役の補欠であります。

以 上

期末配当金のお支払いについて

第47期期末配当金は、次のいずれかの方法によりお支払い申し上げます。

■ 配当金領収証によりお受取りの方

同封の「第47期期末配当金領収証」記載のお支払方法をご高覧のうえ、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の窓口にてお受け取りください。

■ 口座振込みをご指定の方

配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

貸借対照表および損益計算書を当社のホームページ (<http://www.mcml-maruken.com/>) に掲載していますのでご参照ください。